

# 大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

制定 平成 25 年 3 月 29 日 24 福福発第 12070 号区長決定

改正 平成 28 年 4 月 27 日 28 福福発第 10346 号部長決定

改正 令和 8 年 3 月 10 日 7 福福発第 13358 号部長決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 10 条、第 48 条及び第 51 条の 27 の規定に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条。以下「児福法」という。）第 21 条の 5 の 22、第 24 条の 34 及び第 57 条の 3 の 2 に基づき、障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、区が行う指導及び監査について基本的事項を定めることにより、法及び東京都（以下「都」という。）条例に基づく最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者（児）福祉施策の増進に寄与することを目的とする。

## (指導方針)

第 2 条 区長は、事業者等に対し、法令、通達、都条例、区が定める指導に係る基準等に対するサービス内容及び給付に係る費用の請求に関する事項について、周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

## (指導形態等)

第 3 条 指導の形態は、次のとおりとする。

### (1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

### (2) 実地指導

指導の対象となる当該事業者等の事業所又は施設において実地で行う。

## (指導対象事業者等選定基準)

第 4 条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づき、対象事業者等の選定を行う。

### (1) 過去一度も指導を実施していない事業者

### (2) 一定期間、実地指導を実施していない事業者

### (3) 事業者等からの通報等により、虐待、不正請求等が疑われ、実地による指導が必要と認められる事業者

### (4) その他の理由により、指導が必要と認められる事業者

2 区長は、指導検査の項目、関係法令、評価事項、評価区分等を集約した指導検査基準（以下「検

査基準」という。)を別に定める。

- 3 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げ、毎年度指導実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定める。
- 4 区長は、実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導の規模等について、別に作成する。

(指導方法等)

第5条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

区長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、給付に係る費用等の支給関係事務関係、給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行うほか、オンライン等を活用した動画配信形式による実施も可能とする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

区長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の日時、場所、根拠規定及び目的

(イ) 指導担当者

(ウ) 出席者

(エ) 準備すべき資料等

イ 指導方法

指導は、事業者等の関係者から関係書類を基に説明を求める面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項及び報酬等について過誤による調整を要すると認められた事項は、後日文書によってその旨の通知を行う。

エ 改善報告書の提出

区長は、当該事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求めることができる。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

カ 調査書等の提出

区長は、指導の実施に当たって、事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を

求めることができる。

## 2 指導後の措置等

- (1) 区長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行う。
- (2) 区長は、実地指導の結果、第8条に定める監査選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) 区長は、実地指導の結果、事業者等のサービスの内容又は給付に係る費用の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、給付に係る費用の自主返還等を行うよう指導する。

(都への通知)

第6条 区長は、実地指導を行う場合、必要に応じて事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行い、結果についても、同様に報告する。

(監査方針)

第7条 区長は、事業者等のサービス内容が不当である場合、給付に係る費用の請求に不正が疑われている場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行う。

2 区長は、実施指導を行ったとき、次条に定めるいずれかに該当すると認めた場合は、監査に切り替えることができるものとする。

(監査選定基準)

第8条 監査は、事業者等が次に掲げるいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (6) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査方法等)

第9条 監査の方法は、次のとおりとする。

### (1) 報告等

ア 区長は、前条に掲げる事項等の確認について、必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。

イ 区長は、指定権限が都にある事業者等に対して監査を行う場合、事前に実施する旨の

情報提供を都知事に対し行う。

(2) 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができる。

(3) 監査に当たっては、監査対象となる事業者等の設置者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて給付等対象サービスの担当者、報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めることができる。

(4) 監査を実施したときは、当該監査に係る調書を作成する。

(5) 監査体制

ア 原則として、職員2名以上の監査班を編成する。

イ 区長は、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができる。

2 監査結果の通知等については、次のとおりとする。

(1) 区長は、監査の結果について、都に通知を行う。ただし、都と区が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(2) 区長は、監査の結果、当該事業者等に対して、指定基準違反等が認められる場合であって、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

(3) 区長は、当該事業者等に対して、前号の規定により文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

3 区長は、区が指定権限を持つ特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）に指定基準違反等が認められる場合には、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

(ア) 区長は、相談支援事業者が法第51条の28第2項各号又は児福法第24条の35第1項各号に該当する場合は、当該相談支援事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

(イ) 勧告を受けた当該相談支援事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(ウ) これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

(ア) 区長は、勧告を受けた相談支援事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

(イ) 命令を受けた当該相談支援事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(ウ) 命令をした場合には、その旨の公示を行う。

ウ 指定の取消等

区長は、法第51条の29第2項各号又は児福法第24条の36各号のいずれかに該当する場合においては、当該相談支援事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその

指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

エ 聴聞等

区長は、監査の結果、当該相談支援事業者が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

（2）経済上の措置

ア 区長は、監査の結果、当該相談支援事業者のサービス内容又は給付に係る費用の請求に関し、偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項又は児福法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うことができる。

イ 区長は、取消処分等を行った場合には、当該相談支援事業者に対し、原則として、法第8条第2項又は児福法第57条の2第2項の規定により、その支払った額につき返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

ウ 区長は、監査の結果、サービス内容又は給付に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

（指導及び監査結果の公表）

第10条 区長は、指導及び監査の結果並びに改善状況については、原則として区のホームページに掲載し情報を提供する。

（関係機関との連携）

第11条 区が監査を実施した場合は、都に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

2 区長は必要に応じ、指導及び監査の実施状況について、国への報告を行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。